○国立研究開発法人水產研究·教育機構動物実験規程

平成 1 8年 6月 1 日付け 1 8 水研本第 6 1 3 号 改正 平成 2 1年 4月 1 日付け 2 0 水研本第 1 6 1 0 号 改正 平成 2 3年 4月 1 日付け 2 3 水研本第 30 40 10 5 4 号 改正 平成 2 5年 4月 1 日付け 2 4 水研本第 50 3 2 2 0 0 1 号 改正 平成 2 7年 4月 1 日付け 2 6 水研本第 70 3 2 5 0 0 1 号 改正 平成 2 8年 4月 1 日付け 2 8 水機本第 80 4 0 1 0 1 4 号 改正 平成 3 0年 3 月 2 8 日付け 2 9 水機本第 00 3 2 3 0 0 5 号 改正 令和 3 年 8 月 5 日付け 3 水機本第 2 1 0 8 0 3 0 3 号

(目的)

第1条 この規程は、農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の 実施に関する基本方針(18農会第307号。以下「農林水産省基本指針」 という。)に基づき、国立研究開発法人水産研究・教育機構(以下「機構」と いう。)において動物実験等を計画し実施する際に遵守すべき事項を示し、も って科学的妥当性の観点及び動物愛護の観点とを両立させ、適正な実験の実 施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この規程の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 動物実験等 実験動物を試験研究、検査、教育又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
 - (2) 実験動物 動物実験等のため飼養又は保管している哺(ほ)乳類、鳥類 及び爬(は)虫類に属する動物をいう。
 - (3) 実験責任者 動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。

(動物実験委員会)

- 第3条 この規程の適正な運用を図り、動物実験等の計画、実施結果等に関して審査、指導及び助言等を行うため、動物実験等を実施する研究所、開発調査センター及び水産大学校(以下「研究所等」という。)に動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会に関して必要な事項は別に定める。

(教育訓練等の実施)

第4条 研究所等の長(水産大学校にあっては理事(水産大学校代表))は、 実験責任者及び実験実施者等に対し次に掲げる教育訓練を実施する。

- (1) 関連法令及び農林水産省基本指針に関する事項
- (2) 実験動物の取扱いに関する事項
- (3) 安全確保に関する事項
- (4) 施設等の利用に関する事項

(動物実験計画)

- 第5条 実験責任者は、動物実験等を実施する場合は、動物実験計画書(様式 1)を委員会に提出し、委員会の審査、指導、助言等を受ける。なお、年度 を超えて実験を行う場合は、毎年度当初にあらためて計画書を提出する。そ の際、次に掲げる事項に配慮しなければならない。
 - (1) 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り 動物実験等に代わりうる方法をとること等により、実験動物を適切に利 用すること。
 - (2) 動物実験等をその目的に必要な最小限度にとどめるために、目的に適 した実験動物種の選定、実験成績の精度や再現性を左右する実験動物の 数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼育条件等を考慮すること。
 - (3) 地震、火災等の緊急時に採るべき措置をあらかじめ作成するものとし、 緊急事態が発生したときは、速やかに、実験動物の保護及び実験動物の 逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努める。

(実験計画の承認・報告)

- 第6条 研究所等の長は、委員会の審査を踏まえ、適切であると認められると きは、動物実験計画を承認する。
- 2 研究所等の長は、承認された動物実験計画について、動物実験計画書(様式1)に準じた様式により、理事長へ報告する。

(実験動物の検収及び飼養管理等)

- 第7条 実験責任者は、実験動物の検収、飼養管理等に際し、次に掲げる事項 に配慮しなければならない。
 - (1) 実験動物の発注条件、実験動物の状態、輸送方法等を確認すること。
 - (2) 実験動物導入時から不要時に至る期間にわたって、実験動物を観察し、 適切な給餌、給水等の飼養管理を行うこと。
 - (3) 飼養環境等の汚染等により実験動物が傷害を受けることのないよう飼養設備等を保持し、必要に応じ予防・治療等を行って、健康保持に配慮すること。

(実験操作)

第8条 実験責任者は、動物実験等の操作にあたり、以下の事項に配慮しなければならない。必要な場合には、動物実験委員会等の指導、助言を求めるものとする。

- (1) 実験の目的に支障を及ぼさない範囲で、適切な麻酔薬の投与等により、 できる限り実験動物に苦痛を与えないこと。
- (2) 物理的又は化学的に危険な物質、病原体又は遺伝子組換え生物等を扱 う動物実験等においては、人や実験動物の安全を確保するとともに、こ れらの取扱いに係る法令等を遵守すること。
- (3) 前号の動物実験等において実験施設等の維持管理及び周囲の汚染防止について適切な処置を施すこと。

(実験終了後の処置)

- 第9条 実験責任者は、動物実験等を終了し、又は中断したときは、実験動物 を殺処分またはその他の方法により適切に処置しなければならない。
- 2 実験責任者は、殺処分により処置する時は、致死量以上の麻酔薬の速やか な投与等により、実験動物にできる限り苦痛を与えないよう配慮するものと する。
- 3 実験責任者は、人の健康および生活環境を損なうことのないよう、実験動物の死体を適切に処理しなければならない。

(記録及び実施報告・点検)

- 第10条 実験責任者は、動物実験等の操作に関し、動物実験記録書(様式2)により動物実験等の記録を行い、実験を終了し、又は中断した後、あるいは年度を超えて実験を継続実施する場合においても年度ごとに、委員会に報告する。
- 2 委員会は、実験等の実施状況について点検し、必要に応じてより適正な実施のための助言等を行うとともに、研究所等の長へ報告する。
- 3 研究所等の長は、年度ごとに実施された動物実験等の記録及び委員会の助 言等により農林水産省基本指針との適合性を点検し、動物実験記録書(様式 2)及び動物実験等に関する報告(様式3)により、理事長へ報告する。

(情報公開及び外部意見聴取)

- 第11条 理事長は、機構における動物実験等に関する情報を、毎年1回、ホームページ等の適切な方法により公開する。
- 2 理事長は、前条第3項の規定による報告及び点検の結果について、外部の 者による検証を行うよう努める。

(その他)

- 第12条 動物実験等を別の機関に委託する場合には、委託する責任者等は、 委託先において、農林水産省基本指針又はこれと同等以上の基準を定めた他 省庁の定める動物実験等の指針に基づき、動物実験等が適正に実施されるよ う努めるものとする。
- 2 この規程の適用対象としない動物を用いた機構における実験等について

も、農林水産省基本指針の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年6月1日から施行する。

(安全委員会規則制定・実施移行期間中における取り扱い)

2 研究所等において動物実験委員会規則を定め、委員会を開催するまでの 期間において、動物実験等を実施する必要がある場合には、農林水産省基 本指針及びこの規程の定めるところにより実施するものとする。

附 則〔平成21年4月1日付け20水研本第1610号〕

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 [平成23年4月1日付け23水研本第30401054号]

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則〔平成25年4月1日付け24水研本第50322001号〕

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則〔平成27年4月1日付け26水研本第70325001号〕

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 [平成28年4月1日付け28水機本第80401014号]

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則〔平成30年3月28日付け29水機本第00323005号〕

この規程は、平成30年3月28日から施行する。

附 則 [令和3年8月5日付け3水機本第21080303号]

(施行期日)

第1条 この規程は、令和3年8月10日から適用する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式により使用 されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

○○研究所動物実験委員会 委員長 殿

〇〇年度動物実験計画書

国立研究開発法人水産研究・教育機構動物実験規程第5条に基づき、下記のとおり動物 実験計画書を提出します。

新規·継続	承認実験番号:	G長	部・課長
実験責任者	所属 氏名		
実験実施者	所属 氏名		
研究課題名			
実験内容			
実験期間	開始予定: 〇〇年〇月〇日 終了予	定: 〇〇年	○月○日
供試動物 数及び根拠	種類: 自家繁殖・購入(年齢又は体重: 数:実験群 匹・対照群 匹 供試数が最小である根拠:	総数)
動物実験を必要とする理由	□代替手段がない □代替手段では精度が不十分 □その他:		
実施場所・ 飼育形態	実施場所: □水槽: (大きさ・容量・材質等を記載) □ケージ: (大きさ・容量・材質等を記載) 飼料等: 水温・温度: 温調の有・無(期間中の予想水温・温度 ~ ℃)		
実験の種類	□ 飼育・繁殖 □抗体作成(抗原: アジュ 投与法:	バント:)

	□毒性試験(投与物: 投与法:)□生理試験(投与物: 投与法:)□その他:		
実験のカテ ゴリー	□ほとんど苦痛を与えない □小さなストレス又は短期間の小さな痛みを伴う □かなりのストレス又は痛みを伴う □無処理(無麻酔等)では耐容限界に近い、またはそれ以上の痛みを与える		
苦痛の軽減 ・排除の方法	□麻酔 □その他の方法: 		
実験終了後	□ 安楽死(□麻酔 □その他: □ その他:)		
緊急時の対 応	以下の事項は研究所の実態にあわせて加除すること。		
1. 初期対応	(例) 生命·安全確保を最優先に考えて行動する。 地震発生時:揺れが収まった後、実験室/飼育室の損壊や、火災発生に注意して 行動する。 火災発生時:可能であれば初期消火を行う。不可能な場合は避難を優先する。		
2. 実験中の動物への対応			
3. 使用中の機器への対応			
4. 使用中の薬品への対応			
5. ガス、電 気、水道、酸 素ボンベ等へ の対応	直ちに使用を中止し、元栓を閉じる。		

6. エレベー (例) 直ちに近くの階に停止させて脱出する。脱出困難な場合は非常ボタンを押して ター使用時の 救助を求める。また動物をケージで搬送中の場合は、逸走させないように特に注 対応 意する。 7. 飼育室、 (例) 緊急脱出が必要な場合は、実験動物の逸走を防ぐため、飼育室、実験室の出入 実験室からの ロドアを閉じて、すぐに脱出する。緊急脱出が不要な場合は、通報を先に行い、 脱出 実験責任者の指示に従う。緊急脱出の必要性が不明な場合は、脱出を優先する。 8. 通報 (例) 火災発生時:大声で助けを求め周囲に事態を知らせる。 周囲に誰もいないときは、緊急通報する。火災報知機があれば押す。 地震発生時:揺れが収まった後、緊急連絡網に従って通報し、適切な指示に従っ て行動する。 9. 緊急連絡 網 10. 研究所内 (例) 1) 一般的手順 外への連絡 緊急時連絡網ならびに動物実験規程及び当該計画に記載した通り、実験動物 や飼養保管施設の状況について、関係者間で連絡を取って情報を共有し、実験 責任者の指示に従って対応する。 飼育動物の逸走が確認されている場合は、速やかに適切な対応を講ずる。 2) 取扱いに注意を要する実験動物について 次に掲げるような逸走時にヒトに危害を与える恐れのある動物や環境に悪影 響を与える恐れのある動物については、飼育室外への逸走防止に留意しなけれ ばならないが、逸走が確認された場合は速やかに研究所内外に連絡・対応する。 対象動物:遺伝子組換え動物、病原微生物感染動物、発がん物質などの危険物を 投与された動物、特定外来生物、毒ヘビなど危険性の高い動物(特定 生物). 外来生物 3) 関係諸機関の通報連絡先 上記9に緊急連絡網に記載した通り。 11. 復旧 (例) 1) 初期対応 小規模災害の場合は、安全が確保され次第速やかに、次の①~⑥の対応を行 う。 ① 実験動物の生存状況を確認する。(逸走に注意して飼育室ドアを開ける) ② 飼育室内に逸走動物がいればケージに収容する。飼育室の外に逸走した動物 が確認された場合は、緊急連絡網に従って対応し、捕獲に尽力する。 ③ 給餌・給水を確保し、床敷きを交換する。

④ 飼育に必要な物品(飼料など)の保管量を確認する。

- ⑤ 電気・水道・空調設備などの状況を確認する。
- ⑥ 施設状況などから飼育の継続が困難と判断される場合、飼育管理者·実験責任者と連絡を取りながら安楽死について検討する。
- 2) 災害発生から1週間以内の対応(中規模災害以上)飼育施設の安全を確認後、 以下の対応を行う。
- ① 被害状況の把握
- ② 実験実施者等の出勤状況の把握・実験責任者の指示確認
- ③ 実験責任者の指示を仰ぎながら、1) 初期対応の①~⑥と同じ対応を行う。
- ④ 動物屍体保管庫の確認
- ⑤ 連絡体制と対応については、当該計画 に従う。
- 3) 災害等からの復旧が長期化する場合の対応
- ① 緊急連絡網の指揮系統の下で、飼育管理体制の再構築を行う。
- ② 再構築した管理体制の下で、以下について適切に対応する。
 - ・生存している実験動物があれば、その飼育継続が可能か検討する。 不可能な場合は、安楽死を検討する。
 - ・ 飼育施設の機能回復について検討する。
 - ・ その他の想定外の事象については、すべて再構築した管理体制の下で実 験責任者に指示を仰ぐ。

12. 緊急時の備え

(例)

以下の事項について、各施設において日頃から適切に対応する。

- 1) 飼料: 飲み水: 床敷きの備蓄(各施設において適切と判断される期間分)
- 2) 二次災害が発生する恐れのある危険物・可燃物、薬品等の適正な管理と保管
- 3) 各種機器類の固定
- 4) 非常口の確保と点検
- 5) 避難経路の確認
- 6) 緊急時に必要となる資材(懐中電灯など)、安全保護

動物実験委員会記入欄

□ 上記実験は適正である。		
□ 次の点について改善等が必要である。		
○○年○月○日 ○○研究所動物実験委員会 委員長		

	上記実験を承認する。	承認実験番号:
	次の理由により承認しない。	
	○○年○月○日 ○○所長	

○○研究所動物実験委員会 委員長 殿

〇〇年度動物実験記録書

国立研究開発法人水産研究・教育機構動物実験規程第10条第1項に基づき、下記のと おり動物実験記録書を提出します。

新規·継続	承認実験番号:	G長	部・課長	
実験責任者	所属 氏名			
実験実施者	所属 氏名			
研究課題名				
実験内容				
実験期間	開始: 〇〇年〇月〇日 終了(予定): 〇〇年〇月〇			
供試動物 数及び根拠	種類: 自家繁殖・購入() 年齢又は体重: 数:実験群 匹・対照群 匹 総数 匹 処分数: 匹) 匹	
実施場所・ 飼育形態	実施場所: 飼育(大きさ・容量・材質等を記載) 飼料等: 水温・温度:期間中の水温・温度 ~ ℃			
実施方法	(飼養状況・薬物等の投与・試料の採取等)			
苦痛の軽減 ・排除の方法				
実験終了後 の処置	(安楽死の方法・動物死体の処置等)			

緊急時の対 応	(緊急事態発生の有無及び対応状況)
備考	(安全管理や予期せぬ状況など特記事項等)
動物実験委員	会記入欄
	善等の必要なし について改善等を行うこと。
○○年 ○○荷	
研究所等の長	確認欄
指示等特記事	·····································
〇〇年〇	月〇日 〇所長

〇〇年度 動物実験等に関する報告

研究所

	項	目	報告內容
1	動物実験等の	実施状況	
	(1) 実施件	数	当該年度の実験件数の合計 件
	(2)使用動	物種	当該年度の実験に使用した全動物種名
	(3)関係研	究課題数	当該年度の全実験課題数 課題
	(4)実験課	題	課題を順次記載 ① ② ③
2	点検・評価結	果	
	(1)所内規	程の制定	
	(2)動物実設置状	験委員会の況・構成	
	(3)動物実 状況	験等の実施	
	(4)教育訓	練等の実施	
	(5)実験動	物の飼養等	
	(6)緊急時	の対応	
	(7)総合評	価	